

議第46号

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

提出者 檀原市議会議員 成 谷 文 彦

賛成者 檀原市議会議員 原 山 大 亮

〃 〃 西 川 正 克

〃 〃 高 橋 圭 一

〃 〃 竹 田 の ぶ や

〃 〃 た け だ や す ひ こ

〃 〃 う す い 卓 也

〃 〃 松 尾 高 英

〃 〃 奥 田 英 人

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

（議員報酬の特例措置）

第3条 令和2年6月1日から令和2年8月31日までの間、議員報酬の月額は、第2条各号に規定する額から、それぞれ当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項に規定する期末手当基礎額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、この限りでない。

附則第4条及び附則第5条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による議員報酬の額の減額措置を講ずるための改定を行うもの